

豊田市

耕されている農地を、耕せるうちに、
耕せる人につないでいく

第25号

令和8年
1月1日発行

農業委員会だより

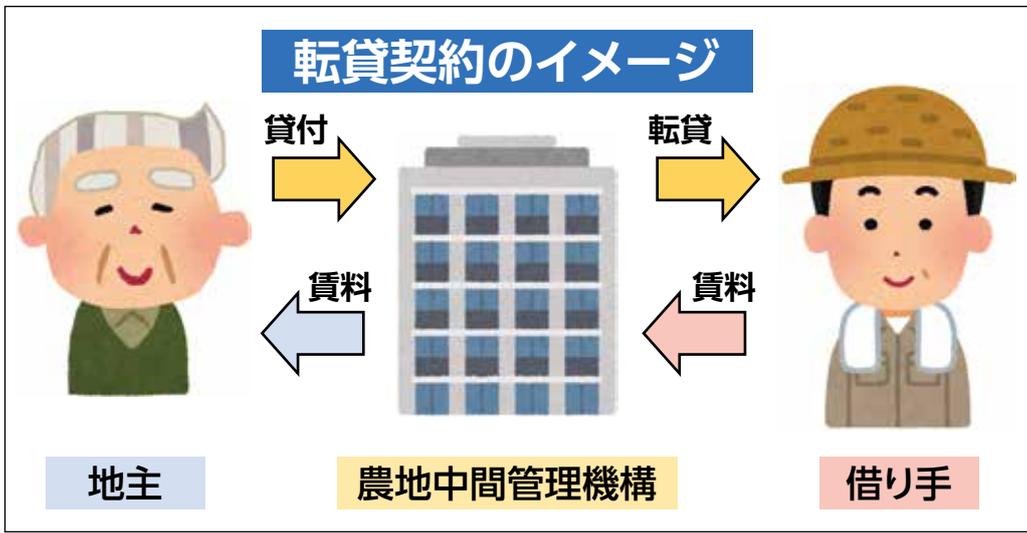


小原地区大平町 はぎ掛けの乾燥状態を確認する加藤さん

はぎ掛けとは、稲刈り後に天日で稲を乾かす昔ながらの乾燥方法です。
時間をかけて乾燥することで風味と食感が良くなり、美味しくなると言われています。市内でも山村地域の一部で続けられています。

農地の貸借制度が変わりました

農地の有効利用と地域農業の維持に向けて



**新たな利用権設定は
全て転貸契約に一本化**

農業経営基盤強化促進法等の改正により、令和7年4月から、農地の利用権設定の手続きにおいて、地主と借り手の直接の契約（相貸契約）ができなくなり、全て農地中間管理機構を経由した貸し借り（転貸契約）に一本化されました。

農家の高齢化や後継者不足が進む中、効率的で持続可能な農業を実現していくためには、担い手への農地の集積・集約化が必要不可欠です。

これまでの個別の利用権設定では、どうしても断片的な貸借になりがちで、地域全体の農地を俯瞰的に捉え、集積・集約化に繋げていくことが困難でした。

そこで、令和6年度末までに市町村が策定した「地域計画」に沿って、まとまりのある形で担い手に農地を貸付けられるように、このような統一が図られました。

地域計画の実現に向けて目標地図に位置付けられた担い手に農地の集約化を実施します。



**転貸契約は地主と借り手
それぞれにメリットが**

- 地主のメリット**
- 賃料は中間管理機構から確実に支払われる
 - 貸付け期間終了後、確実に返却される
 - 税制優遇を受けられる※1
- 借り手のメリット**
- 複数の地主から農地を借りる場合も、支払いや契約を一本にまとめられる
 - まとまった農地を長期間安定して借りられる

- ほかにも**
- 契約期間満了が近づくと地主と借り手の双方に案内がされるため、更新を忘れない
 - 負担0の条件整備が受けられる※1
 - ※1 各種条件を満たす必要があります。

**新たな利用権設定の手続きは、JAの
営農センターが窓口になります。**

※現在継続中の相貸契約については、契約期間満了まで有効です。
※農地法第3条に基づく貸借の制度は、令和7年4月以降も継続されます。

目標地図のブラッシュアップ

地域計画(目標地図)は作って終わりではありません。引き続き目標地図の精度を高めるとともに、その実現を図っていく必要があります。

完成した地域計画(目標地図)の状況

令和7年3月、地域計画の策定が完了し公表されました。目標地図をご覧になられた方の中には「思ったより集積や集約が進んでいない」と思われた方もおみえではないでしょうか。

農林水産省の分析によると、全国で策定された地域計画について、集約化が進展する地図が描かれたのは全体の1割程度で、現況地図にほぼ近い目標地図が約5割、将来の受け手が不在であることが明確化された地図が約4割と、9割の地域計画が将来の農地利用の明確化に至っておらず、さらなるブラッシュアップが必要不可欠といつことなのです。

本市においても、同様の状況であり、目標地図の完成度としてはまだまだ低く、今後更に高めていかなければなりません。

目標地図のブラッシュアップの取組



- ①色の付いていない農地は、所有者の意向が不明な農地
⇒意向を把握し、意向に応じた利用調整を進める。
- ②白色の農地は貸出し意向があるものの借手が決まっていない農地
⇒担い手への借受け調整を進める。
ただし、条件の悪い農地や遊休農地、集積にむかない畑地の場合もあるため、農地の状態に応じた調整が必要
- ③農地転用ほか各種手続き等があった場合
⇒手続きの内容に応じて区域からの除外や編入を実施。
- ④白色以外の色の付いた農地は、耕作者(予定含む)が決まっている農地
⇒できるだけ同じ色が近くに固まるように集約に向けた調整を実施。

農地の所有者や耕作者の方へのお願い

上記のように、目標地図の精度を高めていけるよう、農地利用最化適推進委員会を中心に、引き続きブラッシュアップに向けた活動に取り組んでいきます。

農地所有者や担い手のみなさんの元にも、意向の確認や借受けの相談等に伺うこともありますので、ご協力をお願いします。

また、農地を相続したり、貸借契約を解除される場合、その他目標地図の状況が、現状や将来の意向から大きく逸脱しているような場合は、目標地図をより実態や目指す姿に即したものにしていくよう、意向等について農業委員会にお知らせください。



次ページからは、目標地図を策定した地域における、ブラッシュアップに向けた活動などについて紹介していきます。

平坦部の活動

■担い手への集積・集約化を推進

豊田地区の地域計画区域内の農地面積は288.68ヘクタールですが、計画ではその内214.4ヘクタールを目標に、法人や認定農業者等の担い手の皆さんに、更なる集積・集約化を図っていくこととなります。

このため、推進委員等が地域の農業関係者との協議を進めるとともに担い手調整中農地の現地調査や農地所有者との個別相談等を行ってきました。

今後、農家の皆さんには、必要に応じて耕作状況の把握や後継者の状況等営農についての意向の確認、担い手との調整などを行ってまいりますので、ご協力をお願いいたします。

(豊田地区推進委員 末継 誠之)



大型農機具による農作業

■目標地図 モデル地区からスタート



▲農業法人が耕作しているネギ畑



▲農福連携で耕作されている野菜畑

高橋地区では、矢作川左岸、平成記念橋周辺の農地を目標地図のモデル地区としてスタートしました。農業法人を中心とした担い手に農地を預け、耕作放棄地が出ないように連携して進めています。モデル地区の横展開として、離農される地権者に対して農業法人や農福連携の事業所などを紹介して徐々に成果が出てきています。

ただ、高橋地区の矢作川左岸に広がる農地以外では、中山間地域と同じ課題を抱えています。高齢化が進み、後継者が見当たりません。農業法人も大型機械の展開ができないという理由等から引き受けてもらえません。獣害被害も年々広域化しており、離農に拍車をかけているというのが実情です。

(高橋地区農業委員 築山 正樹)

■豊田市初となる農地中間管理機構関連土地整備事業がよいよスタート

若林東町の狸山地区は周辺の圃場整備から取り残されているような形で未整備地区となっており、農家も高齢化・後継者不足のため今後は耕作放棄が進み、地域の住環境等への悪影響が懸念されています。耕作できない農地を担い手に預けようにも、未整備ゆえに条件が悪く、中々引き受けてもらえないのが現状です。そこで、農業委員会前会長の横糸鈞さんから農地中間管理機構関連農地整備事業で狸山地区の農地を整備し、農地の水準を向上させるよう勧められ、令和元年に若林東町在住の地権者を中心に話し合いを開催しました。



狸山(空撮)

令和2年には奥田さんを会長に地権者10名で狸山地区圃場整備準備委員会を設立、複数回に渡り全ての地権者への説明会やアンケート調査の実施、令和4年度には仮同意取得などを経て、令和7年度、ついに事業採択され、県営事業としてスタートする運びとなりました。

実際に圃場整備を実施するまでには、農家の意見を十分に反映させた換地計画案の作成・確定等様々な作業が残されていますが、令和8年度中には工事が始まる予定です。

整備後は、大規模な担い手への集約を実現できる環境が整うため、将来にわたって地域農業が持続できるよう、引き続き農家の皆さんのご理解とご協力をいただきながら、できる限り意向を反映できるように調整を継続していきます。

(高岡地区推進委員 原田 好則)



狸山会議



上郷地区の優良農地

■スマート農業の推進による受け皿の拡大

上郷地区においては、農業法人や大規模農家によるスマート農業の実践が少しずつ進んでいます。

農業者の高齢化が進むにつれ農業者数が減少し、今後も一層の減少が見込まれる状況にある中、基幹的農業従事者の中心と考えられる50代以下は今後20年間で現在の約4分の1にまで減少しかねないと言われています。

そこで、労働力が減っても現在の水準を維持できる生産性の高い農業を確立することが求められ、先端的な技術等を活用した農業生産方式等の導入、すなわちスマート農業技術の導入が規定されました。【スマート農業技術活用促進法】



農業用ドローン



直線アシスト付き田植機

現在、スマート農機としてドローン、自動走行又は直線アシスト機能付き田植え機、自動操舵トラクターなどが普及しています。特にドローンは導入コストが比較的安い上、用途も幅広く使用面積も広げやすいため、活用が広がっています。

上郷地区には優良農地が多いため、スマート農業の活用により、担い手の生産性向上や営農効率化を図り、より多くの農地を集積するための取り組みを進めています。

(上郷地区推進委員 中尾真)

■御船町に新たに集落営農組合が誕生

目標地図の作成をきっかけに、自分たちの農地は自分たちで守り傳承したいという思いから設立に至りました。

令和5年度から、前身である「考える会」を通じて、市農業委員会や愛知県、その他関係機関への相談や地元での話し合いを何度も重ね、令和7年5月、ついに発足することができたと組合長の近藤さんからお聞きしました。

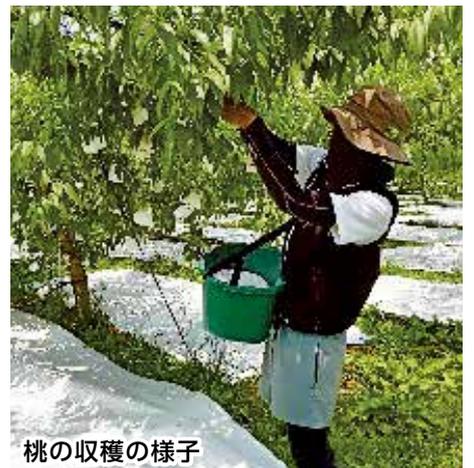
今後、農地情報のデータ化や担い手の確保などを行い、遊休農地や耕作放棄地の削減を目指していかれます。

多くの農地は担い手により耕作されていますが、未だ十分活用されていない農地も有ります。

地区の皆さんに理解と協力をいただきながら農地の集約や環境整備を進め、地域の農地を守る中核を担っていかれることと思います。



御船地区の農地



桃の収穫の様子

■新たな担い手に農地を繋ぎます

豊田市では、農家になりたい人向けに、農ライフ創生センターの「担い手づくりコース」で2年間の研修を行っています。

舞木町のほ場で就農している星さんは、家族や里親に支えられ、研修から就農までレールが引かれていて安心できたと話されます。また、山中さんは農業が好きで就農先を探していたところ農ライフに出会い、研修から就農までサポートがありとてもスムーズだったと話されました。二人とも今後の活躍が期待されています。猿投地区でも農家の高齢化や後継者不足により耕作されていない農地が見られるようになってきました。

推進委員は、農地パトロールにより農地の利用状況を確認しながら、新規就農に繋ぐ活動も行っています。

新規就農者等に地域の農地を有効に活用してもらうためにも、自身で耕作が難しくなったら、是非農地バンクに登録をお願いします。

(猿投地区推進委員 林昇司)

中山間部の活動

■座して死を待つわけにはいかない

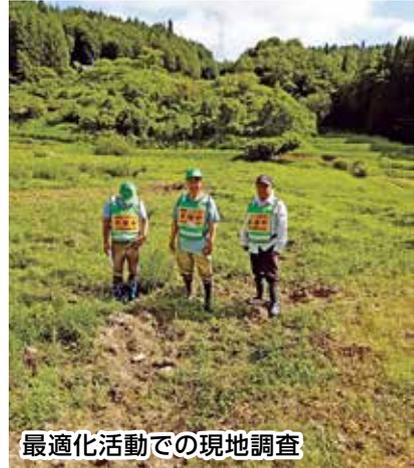
山村地域の農業 小原

目標地図が完成した。この時点から見直し作業が始まる。担い手の不足、農業耕作者の高齢化、小原地区内で一番人口の多い大平町においても農業耕作者の平均年齢は75歳である。数年後には貸したけれど借り手の見つからないであろう農地をどうするか。

担い手に集約できない最大理由として、獣害対策が上げられる。獣害の被害は山間地において深刻である。全ての農地を、電柵、メッシュ柵で張り巡らして不自由な農業を強いられている。獣害対策は今のままで良いのか、個体数を減らす対策を望むところである。2年連続、猪鹿の被害にあり、収穫ができず農業を断念した、永江さんに聞いてみた。

山が荒れているから獣が農地に被害を及ぼすと言われるがその対策はあるのか、生態系維持のための山、川、野の管理は高負担とせずしりと押し掛かり、とついで個人で管理できるものではない。担い手から鹿対策が万全でない事を理由に耕作を断られたと途方にくれる水野さん。

スマート農業が叫ばれる昨今、生産性の高い農業、儲かる農業、余計なコストは負担しない農業、山間地においては全体的に別の世界の話である。



最適化活動での現地調査

地域で協議を真剣に続けていることは、担い手の育成方法と集積を進めていく方法である。担い手が離れた原因を探りながら、担い手を確保できる農地なのかを調査している。

旭地区の農地の環境美化を進めたことにより、担い手集積に成功した例を参考にしながら、草刈りを実施し、地域の景観を維持しながら担い手につなげる努力に取り組んでいる。

守るべき農地をより明確にし、切り捨てる農地を容赦なく事務的に処理していくには大変な苦痛を伴う。山間地の農業の10年後の姿を考えたとき絶望的な状況かもしれない。とはいえ座して死を待つわけにはいかない。体験型農業をすすめ、新規就農者の発掘、育成、担い手の確保と方法を重点課題として取り組んでいく事とした。

(小原地区農業委員 加知満)

■地域と担い手の信頼関係が進んだ

農地の集積と集約 足助

足助地区は、中山間地域で水稻の自作農家が多く、近年では耕作者の高齢化に伴い、農地の維持管理が苦しい状況にあります。農事組合法人阿摺を令和3年に設立し、この地域から耕作放棄地の減少を目標に活動を続けてきました。

今回、月原町で、貸し手と借り手の信頼関係が構築でき、9割強の農地を利用権設定し、集積・集約化を進めることができました。農地の境界畔を取り、整地したことで草刈り面積が少なくなり、作業効率の向上につながりました。

高齢になり、暑い時期の法面、畦の草刈作業は大変な労力がかかり、離農者が増えている状況であります。足助地域で農業が続けられるよう工夫をしなくてはなりません。地域の皆様にも、ご理解とご協力をよろしく願います。

(足助地区推進委員 宇井正法)



集積が進んだ月原町の農地

■目標地図完成後のフォローアップ

二年前、目標地図の作成当初には営農協議会の会議で「10年後の目標なんかわからん、亡くなっているか、機械も故障して買い替えできん。」という意見がありました。各町内会で目標地図を話し合っており、旭地区の地域計画の完成までしていただきます。

昭和の時代、各家庭が競争で稲作してきた時と変わり、現在は後継者が町外へ出て、家も建て地元にはいません。温暖化・水問題、獣害対策ではイノシシ・鹿鹿までも山間部では増え被害防止対策で平地にはない苦勞をされています。

農業委員・農地利用最適化推進委員は、農地パトロールや地域の相談等から、早期に農業者の耕作状況の変化を把握し、地区農業委員会が目標地図の達成状況を確認しています。

地元の理解を得ながら利用権設定を推進し、変わりゆく状況の中で、目標地図から外す農地、守る農地の調整を毎年行い、目標地図の精度を高めてまいります。

(旭地区推進委員 朝倉利彦)



地区農業委員会の会議風景

■他業界から参入した若い担い手の活躍
下山 羽布建設 川合真裕

下山地区に拠点を構える羽布建設株式会社は、長年にわたり地域のインフラ整備を担ってきました。しかし近年、地域の田んぼが高齢化や後継者不足により次々と耕作放棄地になっているという現実を目の当たりにし、「このままでは地域が衰退してしまう」という危機感を抱きました。

そこで同社は、建設業としての経験や機械力を活かし、地域の農地を守るために令和7年、新たに農業部門を立ち上げました。今年はず、約4年間耕作されていなかった田んぼを整備し、来年には田植えを再開することを目指しています。

羽布建設の川合真裕さんからは、「初めての試みに不安もありますが、地域の皆さまと共にこの取り組みを育てていけたらと考えています。今後は、地元の小中学校との交流や、収穫体験の実施など、次世代への橋渡しにもつながる活動に発展させていきたいと思っています」と力強いコメントをいただいております。

(下山地区農業委員 倉地 雅博)



遊休農地を整備した田



羽布建設 川合真裕さん

中山間地域での特徴的な農業の紹介①
農業・化学肥料不使用 香恋(かれん)の田んぼ米づくりへの挑戦 下山

下山地区では、一部の圃場で、環境保全型農業に取り組んでいます。平成20年から3年間の実証栽培を経て、栽培期間中無農薬・化学肥料不使用で付加価値を高めたミネアサヒの栽培・販売を継続してきました。

この栽培方法の独自の技術は、3つあります。①代掻き時の攪拌方法、②田植え後の除草方法、③カメムシ防除の方法です。代掻き方法を工夫し、わざと草を育成させ、熊手でのかき出しを3回行います。田植後にコナギの発芽障害を起させ、さらに肥料障害で枯死させる方法で除草剤を使用しません。カメムシ防除も、米の結実時期に、畔や法面の雑草の草刈りをしない方法をとっています。(詳しい農法が知りたい場合はお問い合わせください。)

環境保全型農法は、山の荒廃から自然を守り、里山を再生し、環境の維持を目指しています。田植や稲刈の農作業体験会も行い、地域に根差したブランド構築にも取り組んでいます。

(下山地区農業委員 倉地 雅博)

登録商標…香恋の田んぼ米

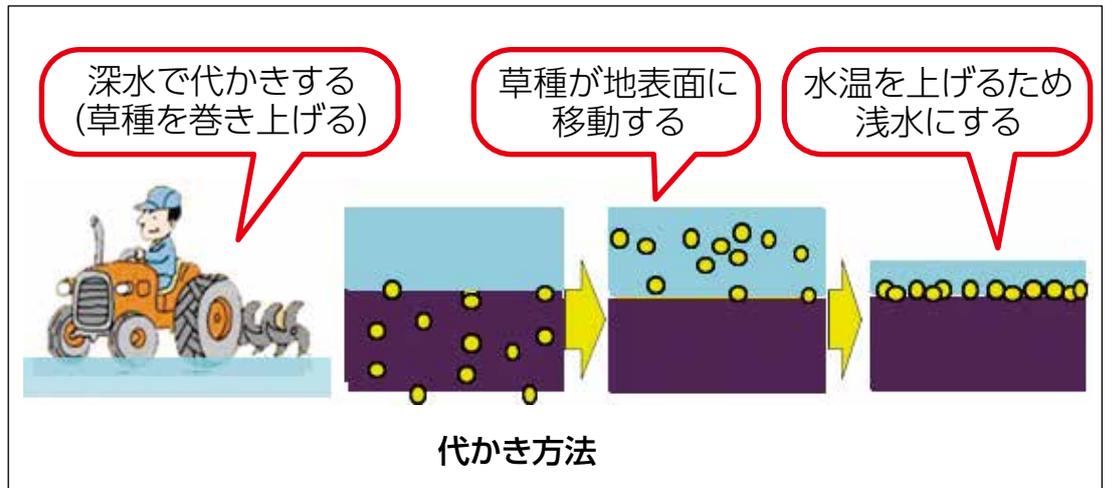
トヨタ生協(宅配事業部)、県アンテナショップ栄オアシス21「ピットあいち」、名古屋市東区中村米穀店等で販売中



わざと草を育成させた田の様子



草を育成させた様子(拡大図)



中山間地域の特徴ある農業の紹介②
ブルーベリー土づくりから加工・商品化・販売まで 稲武

高齢化・過疎化の進む稲武地区の特産品を目指し、ブルーベリー栽培を始めて今年で20年目となりました。摘み取り園は、水田転換園の為、水はけが悪く、ブルーベリー栽培にはあまり適していませんでした。植付けから何度も排水を高める工事を繰り返し、落ち葉や剪定枝もたい肥にし、地元のみみ殻や竹もパウダーにして漉き込み、今も土壌改良に取り組み続けています。

また、平成13年には、「自前の加工場が欲しい」との思いから、6次産業化に取り組み、念願であったブルーベリーのケーキ屋をオープンさせました。農業の6次化には、栽培から加工・販売と様々な知識と技術が必要となりますが、数々の専門の先生との出会いが6次産業化を実現させ、多くのファンを作ることに繋がりました。「ブルーベリー事業を通じて、地域も会社も元気にしたい。」「ブルーベリーにのせた私の夢は、まだまだ続きます。」

(稲武地区農業委員 杉田 雅子)



農業委員会 会長 後記

令和6年に「令和の米騒動」が勃発しました。スーパーの棚からお米がなくなり、価格が急騰したことで、備蓄米の放出など価格安定の対策を政府が講じてきました。令和7年産米にも高価格が維持しており、消費者の家計に大きな負担となっています。一方、生産者は、やっと再生産価格になったとの見方もあり、米への増産意欲が増しています。米を作るためには農地が重要であるという認識が増してきている中、その農地をどのように活用していくか、地域計画の目標地図で将来像を描けるようにしています。そこで、農業委員会は目標地図のブラッシュアップを図るため、日々活動を続けることで、米生産者への支援、消費者への安定供給につながると確信しています。

農業委員、農地利用最適化推進委員の任期3年（令和5年7月～令和8年7月）も残り少なくなってきました。令和8年7月からは、新たな任期3年が始まります。継続される委員、退任される委員それぞれありますが、また、新たな任期3年に向けて委員の募集、推薦等をお願いしてまいりますので、農業委員会に対し、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。



農業委員会会長 杉浦 俊雄

山村地域等の農地取得の制限緩和

4月1日から、担い手不足が深刻な山村地域等の農地取得要件が緩和されました。山村地域等の一部に限り、取得後の経営面積が1,000㎡未満なら農家要件がなくても農地法第3条（所有権移転）の申請ができます。詳しくはホームページをご確認ください。



愛知県農業会議委員研修会

9月9日、知立市のパティオ池鯉鮒にて、愛知県農業会議主催の農業委員・農地利用最適化推進委員の研修会が開催されました。研修会の中で、高橋地区の成田信次推進委員に、目標地図策定後に取り組んでいる地図の完成度を高める活動について、他市の農業委員・推進委員に向けて発表していただきました。



田原市への視察

10月10日、農業委員・推進委員合計31名で、田原市へ視察に行つてまいりました。菊の出荷施設や農地整備事業地を視察し、田原市の委員と農地利用最適化活動の意見交換を行いました。



農業者年金の紹介

農業者年金は国民年金に加入している農業者が加入できる2階建て部分の年金です。DeCoと違い、終身年金なので長生きすればするほど受取総額が増える点や、39歳までは保険料の一部を国が負担する政策支援加入制度等のメリットがあります。詳しくは農業者年金基金ホームページをご確認ください。



農業チャレンジ推進補助金

豊田市農業の持続的発展と所得向上を実現するため、農業者の新たなチャレンジを応援します！

対象事業

温室効果ガス排出量削減等、環境負荷軽減の取組や農作業の省力化や効率化に資する機械又は設備や技術の導入など

ポイント

チャレンジ性(先進的な取組)
モデル性(推進すべき取組)

補助率

50%(上限100万円)

募集期間

令和7年12月1日～
令和8年1月30日

問合せ

豊田市 農政企画課

(0565)34-6640



農業者年金の解説マンガ (全国農業会議所)



農業者年金



女性のための
農業者年金

※年間60日以上農業従事、20～65歳、国民年金第1号被保険者。
(農業法人等の厚生年金加入者は加入できません。)